

松戸市地域公共交通活性化協議会条例の制定について

松戸市地域公共交通活性化協議会条例を別紙のように定める。

令和6年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地域公共交通計画の策定等に当たり、市長の附属機関を設置するため。

## 松戸市地域公共交通活性化協議会条例

### (設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条の2に基づき、松戸市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、松戸市地域公共交通の活性化に関し、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 松戸市地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議に関すること。
- (2) 松戸市地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (3) 地域の実情に応じた適切な一般乗合旅客自動車運送の態様等に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 協議会は、委員33人以内をもって組織する。

### (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市長又はその指名する市職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 関係機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

### (任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前2項の規定にかかわらず、運賃・料金に関する事項は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に規定する構成員のみで協議を行うこととする。

### (部会)

第8条 協議会は、必要に応じ、特定事項を調査審議するために部会を置くことができる。

2 部会は、協議会の委員及び次条に規定する臨時委員をもって組織し、部会に属すべき委員は、協議会

の委員のうちから会長が指名する。

- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「部会」と、同条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員の」とあるのは「部会に属する委員の」と読み替えるものとする。

(臨時委員)

第9条 部会において調査審議すべき事項に関し必要があるときは、部会に臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、その者の委嘱に係る当該事項に関する調査審議が終了したときまでとする。
- 4 臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(意見の聴取等)

第10条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例(昭和31年松戸市条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「(削除)」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前		改正後	
別表2(第4条関係)		別表2(第4条関係)	
職名	報酬	職名	報酬
(略)		(略)	
松戸市介護保険事務等委託業務事業者選考委員会委員	(略)	松戸市介護保険事務等委託業務事業者選考委員会委員	(略)

松戸市地域公共交通活性化協 議会委員	日額 8,500円
-----------------------	-----------